

# 須賀川市敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券 取扱加盟店募集要項

須賀川市では、75歳以上の方への記念品として敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券を発行いたします。つきましては、共通券を取り扱う加盟店を下記により募集いたします。

## 記

### 1 目的

75歳以上の高齢者を対象とする敬老事業として、また市内小売業等の販売促進及び地域経済の活性化に寄与するため。

### 2 発行機関

須賀川市（事務局：市民福祉部長寿福祉課）

### 3 共通券の概要

9月15日現在で75歳以上の方へ6枚を贈呈。商品券として1枚あたり500円分または1日温泉利用券として、市内の登録事業所や温泉施設で利用可能。

### 4 使用期間

・商品券として使用の場合：令和2年9月16日(水)～令和3年1月31日(日)

・温泉券として使用の場合：令和2年9月16日(水)～令和3年8月31日(火)

※使用期間を過ぎた共通券は無効とする。

### 5 応募資格

須賀川市内において小売・飲食・サービス業などを営み、かつ、店舗を有する事業所とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可を受けている店舗は応募できないものとする。

### 6 応募方法

(1) 令和元年度須賀川市敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券取扱加盟店一覧表に記載の事業所の場合

須賀川市長寿福祉課で「登録手続きのお知らせ」を送付し、令和2年度敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券取扱加盟店としての登録の意思を確認して手続きを行う。

(2) (1)以外の事業所の場合

須賀川市敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券取扱加盟店登録申請書を須賀川市長寿福

祉課、長沼市民サービスセンター、岩瀬市民サービスセンター、各公民館(長沼・岩瀬を除く)のいずれかに提出する。

7 申請期限

令和2年7月20日(月)まで

8 加盟店の負担金

加盟店からの負担金はなし。

9 換金(口座振込)方法

(1) 換金する場合は、換金請求書に必要事項を記入し、使用済み共通券を添えて須賀川市長寿福祉課、長沼市民サービスセンター、岩瀬市民サービスセンター、各公民館(長沼・岩瀬を除く)のいずれかに提出する。

(2) 換金請求書の提出期間は、令和2年9月25日(金)～令和3年2月10日(水)とする。

(3) 須賀川市は、使用済み共通券に基づいて換金額を算出し、指定口座に振り込む。

令和2年10月9日(金)までの提出分は、10月末日までに振り込む。

令和2年11月10日(火)までの提出分は、11月末日までに振り込む。

令和2年12月10日(木)までの提出分は、12月末日までに振り込む。

令和3年1月12日(火)までの提出分は、1月末日までに振り込む。

令和3年2月10日(水)までの提出分は、2月末日までに振り込む。

10 商品券利用の際は、つり銭を出さないこととする。

11 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。